松山市広告付き催事案内板設置事業 募集要項

１．一般事項

（１）業 務 名　　松山市広告付き催事案内板設置事業

（２）設置場所　　松山市二番町四丁目７番２号

松山市庁舎本館１階北側入口・正面入口・別館西側入口（別紙「設置図」参照）

（３）設置時期　　令和９年４月

※設置日については契約締結後、市と受託業者が協議の上決定する。

（４）契約期間　　令和９年４月１日～令和１３年３月３１日（４年間）

※契約は年度ごとに締結

２．業務内容

庁舎本館正面入口及び別館西側入口は市の提供する催事案内情報のみを掲載する案内板を製作・設置する。庁舎本館北側入口は催事案内情報及び広告枠が一体となった案内板を製作・設置すると共に、同広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

３．案内板の仕様

（１）案内板本体

① 庁舎本館正面入口及び別館西側入口は、高さ２，１００㎜、幅１，０００㎜、奥行き２２０㎜に収まる大きさとすること。

② 庁舎本館北側入口は、高さ２，１００㎜、幅１，９００㎜、奥行き２２０㎜に収まる大きさとし、催事案内と広告枠は同程度の大きさとする。

③ 本体の角や縁が鋭利とならないよう加工すること。

④ 安全で燃えにくい材質を使用すること。

⑤ 周囲と調和のとれたデザインとし、庁舎の景観を損なわないこと。

⑥ 電気を使用する設備については省エネルギー対策を講じ、環境への配慮を行ったものとする。また、タイマー等により電源投入時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。

（３） 表示情報

① 市が指定する情報（催事案内等）

催事案内は、市職員で簡易に追加、修正、削除等ができるようにすること。

② 受託業者が掲載する広告

なお、音声を発する広告は認めない。

４．民間企業等の広告

（１）受託業者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲出、広告主との調整等、広告に係る一切の業務を行うこと。

（２）広告主の選定及び広告内容等については「松山市広告事業実施要綱」「松山市施設内広告掲示取扱要領」及び「松山市広告掲載基準」を遵守すること。

（３）広告主及び広告内容については、事前に松山市の審査を受けることとし、市が適当ではないと判断した場合は、受託業者に対し広告主及び広告内容の変更を求めることができるものとする。この場合に生ずる費用は受託業者の負担によるものとする。

（４）広告の問い合わせ及び苦情等については、受託業者で対応することとし、催事案内板に受託業者の連絡先を表示すること。

５．保守管理等

（１）受託業者はサイネージに故障等が発生した場合、速やかに点検、修理対応が行える体制を整えること。一切の保守管理は受託業者の責任と負担において行うこと。

（２）受託業者は市からの問い合わせに、速やかに対応できる体制を整えること。

（３）受託業者は情報の反映方法について、市職員への説明及びマニュアル等の提供を行うこと。

６．設備の設置に係る運用

（１）受託業者は契約締結後、催事案内板の仕様、施工方法について改めて市と協議し、市の承諾を得た上で設置を行うこと。

（２）催事案内板の製作、設置、維持管理、移設及び撤去等に要する一切の費用は受託業者による負担とする。費用には、電源の確保に必要な電気工事の設置工事を含む。

（３）催事案内板は、床・壁面等に負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震等の際に落下や転倒しないよう十分な防止対策を講じること。

（４）設置及び撤去等は、原則として開庁日の時間外または閉庁日に行うこと。また、設置については、必要に応じて現在の設置者と協議を行い、設置開始日の業務に支障がないようにすること。ただし、設置に伴い特段の事情がある場合は、市と協議の上、設置日を調整可とするが、それに伴う広告掲出料、行政財産目的外使用料及び電気料金は当初の設置日から変更なく納めるものとする。

（５）民間事業者等の広告で得られる広告料は、受託業者の収入とする。

（６）受託業者は、市が発行する納入通知書により、広告掲出料、行政財産目的外使用料、電気料金を支払うものとする。

７．その他

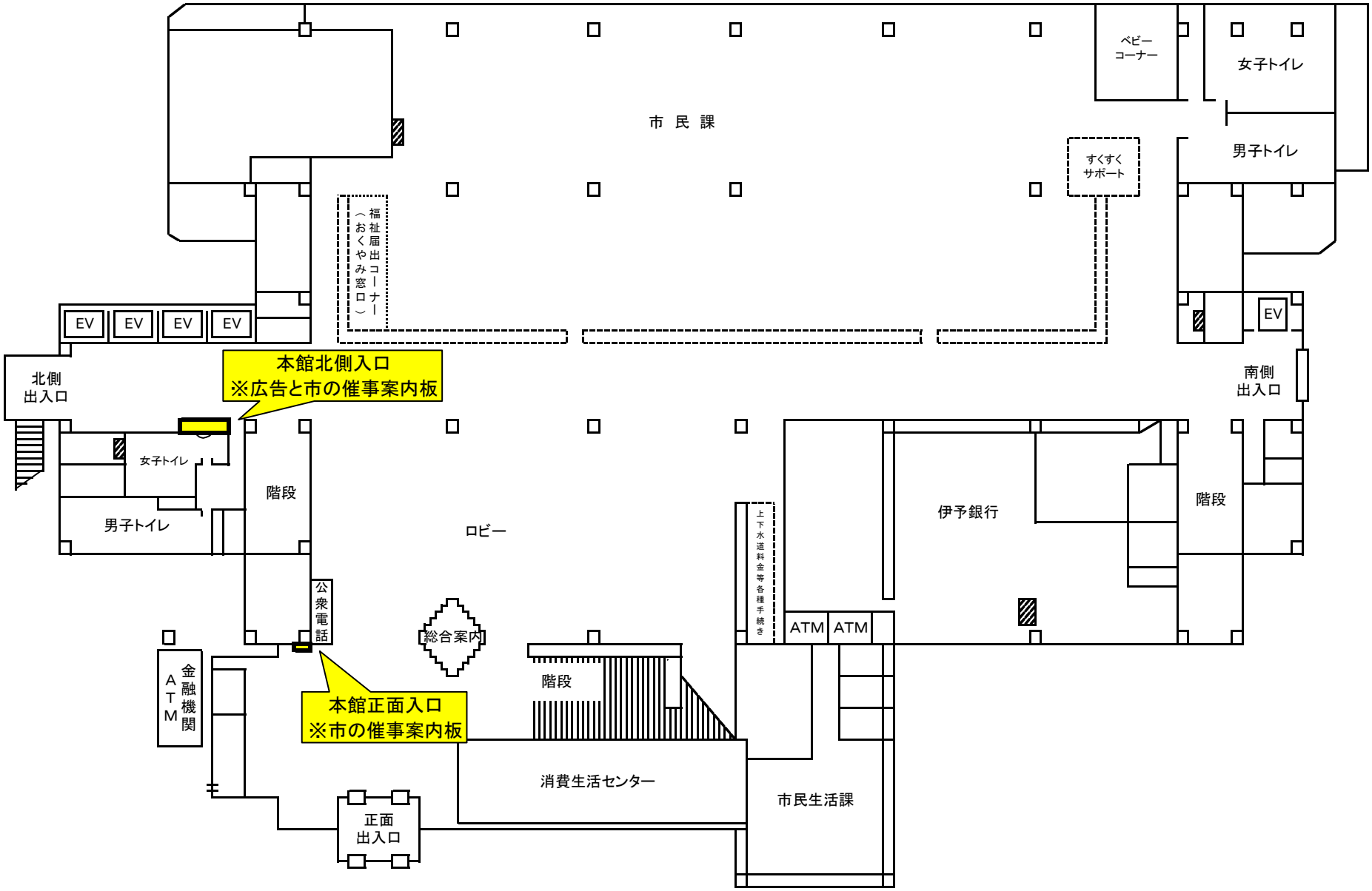
（１）催事案内板を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。

（２）受託業者は契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

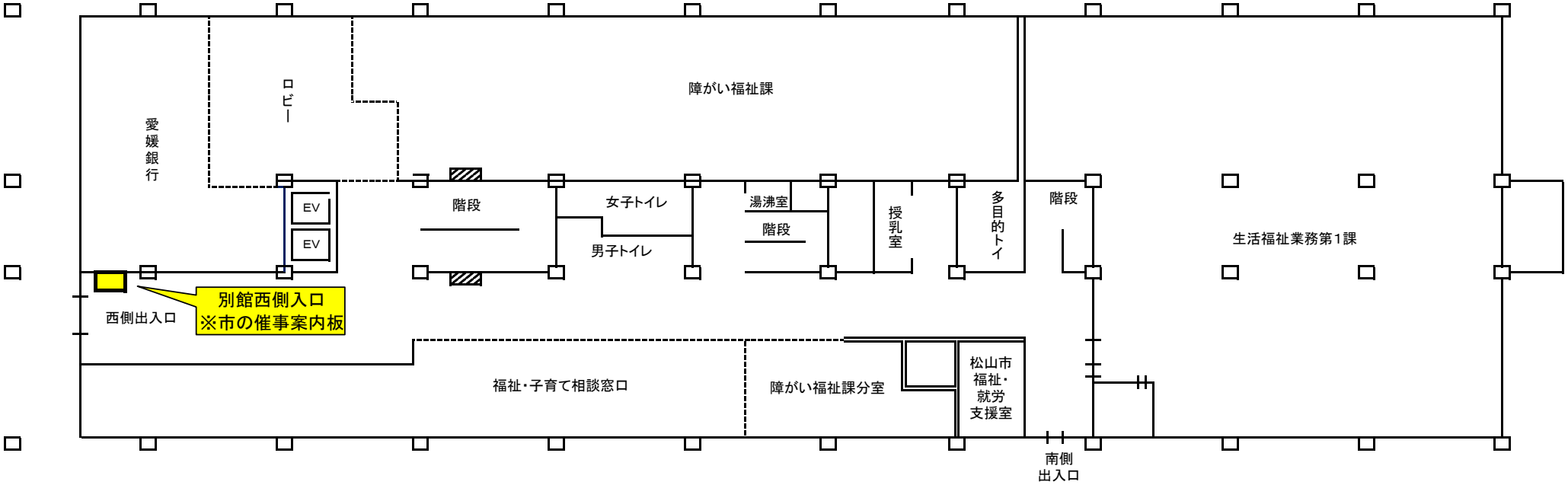
（３）市は、広告内容が要領等の基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないと認められる事由が生じたときは、広告掲載の中止を受託業者に指示する。この場合において、市は、市に納入すべき広告料の減額を行わず、受託業者又は広告主に対して賠償の責任を負わない。

（４）本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託業者が協議の上決定するものとする。

本館1階


市民課
ベビーコーナー
女子トイレ
男子トイレ
すくすくサポート
福祉届出コーナー（おくやみ窓口）
EV
EV
EV
EV
EV
北側出入口
本館北側入口
※広告と市の催事案内板
南側出入口
女子トイレ
男子トイレ
階段
ロビー
伊予銀行
階段
上下水道料金等各種手続き
ATM
ATM
公衆電話
総合案内
金融機関ATM
本館正面入口
※市の催事案内板
階段
消費生活センター
市民生活課
正面出入口

別館1階


愛媛銀行
ロビー
障がい福祉課
EV
EV
階段
女子トイレ
男子トイレ
湯沸室
階段
授乳室
多目的トイ
階段
生活福祉業務第1課
西側出入口
別館西側入口
※市の催事案内板
福祉・子育て相談窓口
障がい福祉課分室
松山市
福祉・
就労
支援室
南側
出入口